

# 添田町人権課題に関する町民意識調査 結果報告書 — 概要版 —



令和8(2026)年3月  
添田町

# 調査の概要

## 1. 調査の目的

本調査は、添田町民の人権・同和問題に関する意識を把握し、人権教育・啓発事業等の人権施策の効果的な推進を図るとともに、今後の本町が取り組むべき人権・同和行政のあり方を検討する上での基礎資料とすることを目的に実施しました。

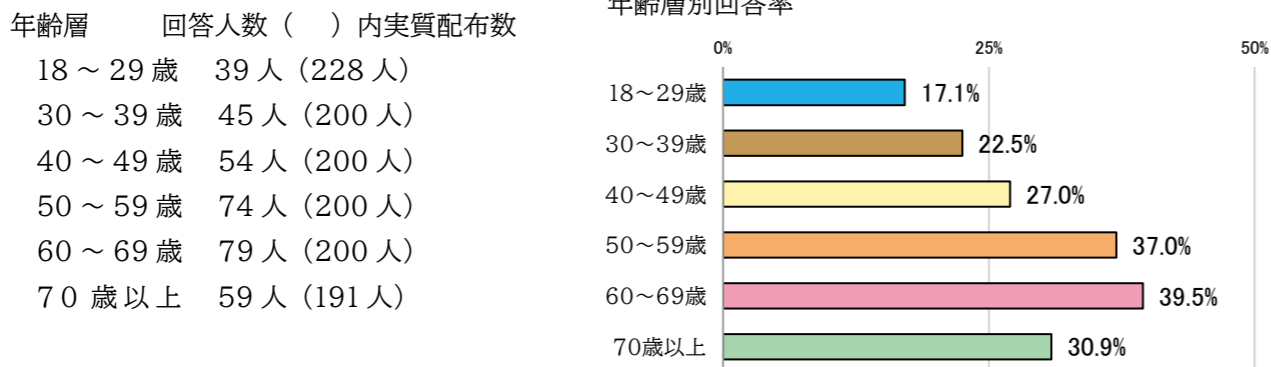
## 2. 調査実施の要領

- ・調査対象：添田町在住の18歳以上の1,230人（無作為抽出 / 令和7（2025）年8月8日基準）
- ・調査方法：郵送配布、郵送またはインターネットによる回収
- ・調査期間：2025年8月22日～9月22日

## 3. 回収状況

調査対象者1,230人のうち、未到達数11人、実質配布数1,219人、有効回答数373人、有効回答率30.6%

## 4. 年齢層別回答状況



## 年齢層別回答率

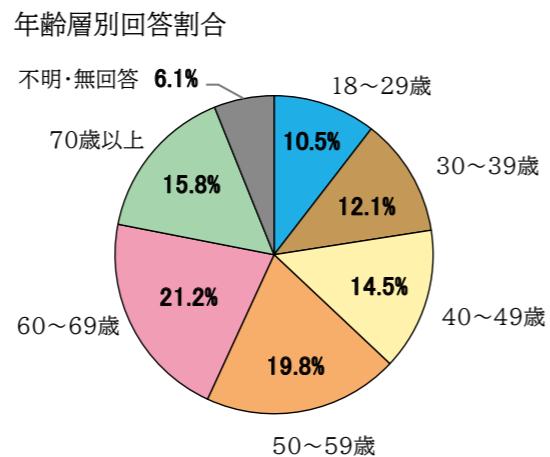
各年齢層に配布した数に対して、どれくらいの人数が回答したかを示す割合です。

「50歳以上」の層では回答率が30%を超えていますが、年齢層が下がるにつれて回答率が低下する傾向にあります。

## 年齢層別回答割合

全回答者373人のうち、どの年代が何%を占めているかを示します。「60～69歳」が21.2%と最も高く、「18～29歳」が10.5%と最も低くなっています。

特に「50～69歳」で全体の41.0%を占めており、本調査の結果にはこの年齢層の意見が比較的強く反映される傾向にあります。



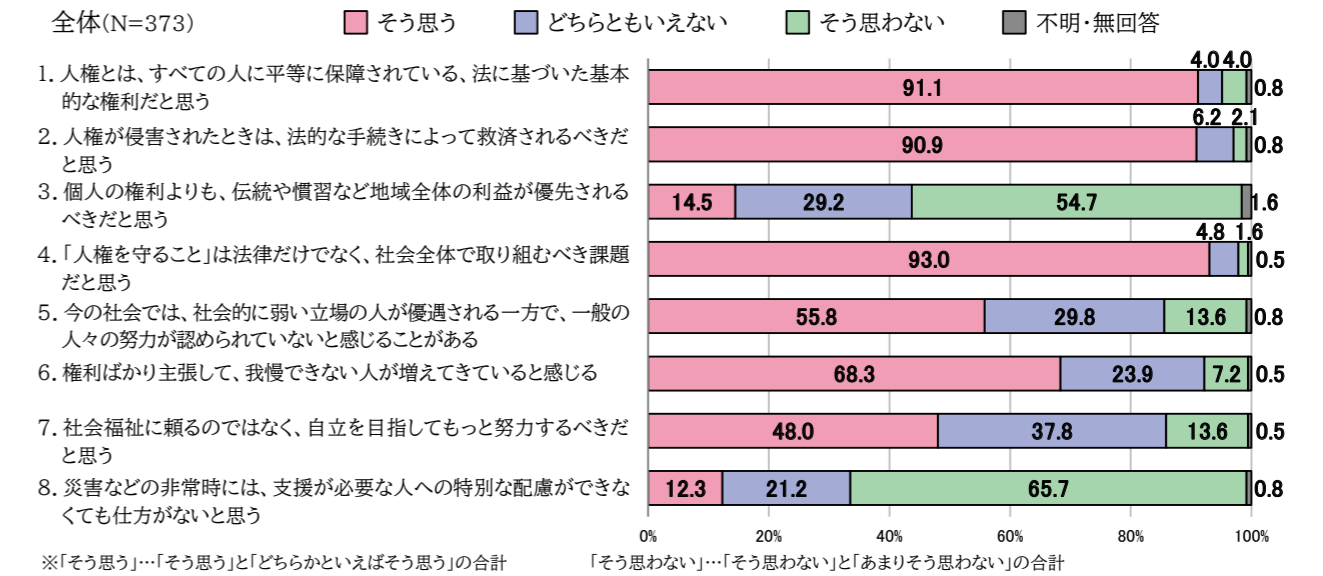
## 本調査の分析にあたって

本調査では、単一回答形式の設問において、5～10項目の選択肢を設定していました。しかし、そのまま統計処理を行うと、全体の回答数との関係で各選択肢の回答数が小さくなるため、誤差が大きく変動する可能性があります。そのため、回答数を確保し、分析結果の信頼性を高める目的で以下の設問については意味の近い選択肢を統合したうえで統計処理を行い、分析を実施しています。

対象設問：問1、問11、問12、問13、問15、問16

# 人権全般

## 問1 人権に関する考え



### 人権の基本的理念の浸透

基本理念に関する設問では、「そう思う」が90%を超えており、人権尊重の考え方は広く浸透しています。

- 「そう思う」の割合
- ・4. 社会全体での人権尊重の重要性 93.0%
  - ・1. 人権の理念 91.1%
  - ・2. 法的救済の必要性 90.9%

### 具体的・現実的な場面での意識

より具体的な場面では、理念への高い賛成意見とは対照的に、権利の主張や支援のあり方に対しては厳しい意見も見られます。

- ・6. 権利主張と自制：「権利ばかり主張して我慢できない人が増えてきていると感じる」層が68.3%
- ・5. 社会的弱者優遇：「弱者が優遇され、一般の人々の努力が認められていない」と感じる層が55.8%
- ・7. 福祉依存（自立努力）：「福祉に頼らず自立を目指すべき」という意見も48.0%

### 「どちらともいえない」層の存在

特定の項目では、明確な賛否を避ける層が約3割存在しています。

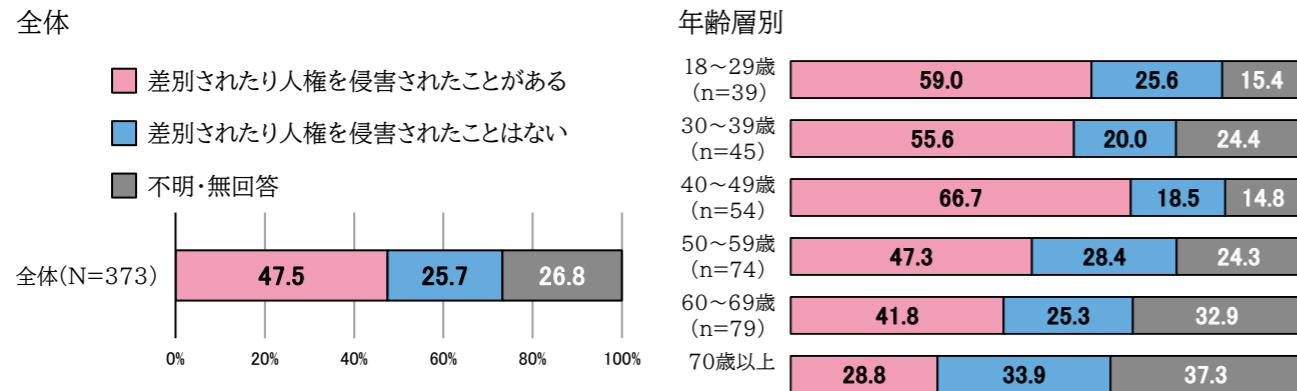
- 「どちらともいえない」の割合
- ・7. 福祉依存（自立努力） 37.8%
  - ・5. 社会的弱者優遇 29.8%
  - ・3. 集団重視・伝統優先 29.2%
  - ・6. 権利主張と自制 23.9%

身近な人権課題に対する考え方や行動は、知識や理解の程度だけでなく、集団の秩序や慣習を重視する意識、社会への不公平感、権利よりも自制を重んじる価値観や過去の経験など、様々な要因の影響を受けている可能性があります。そのため、人権を抽象的な理念としてのみ理解している場合には、具体的な場面での判断や態度が、必ずしも理念と一致しないことも少なくありません。

本来、人権とは「誰が、どのような権利を持っているのか」という具体的な権利の問題です。今後の人権教育・啓発においては、単に抽象的な理念を提示するにとどまらず、具体的な場面を通じて「どのような考え方や行動が人権尊重につながるのか」を分かりやすく示していくことが必要です。

## 問2 差別や人権侵害を受けた、または見聞きした経験の有無とその内容（複数回答）

### ①差別や人権侵害を受けた、または見聞きした経験の有無



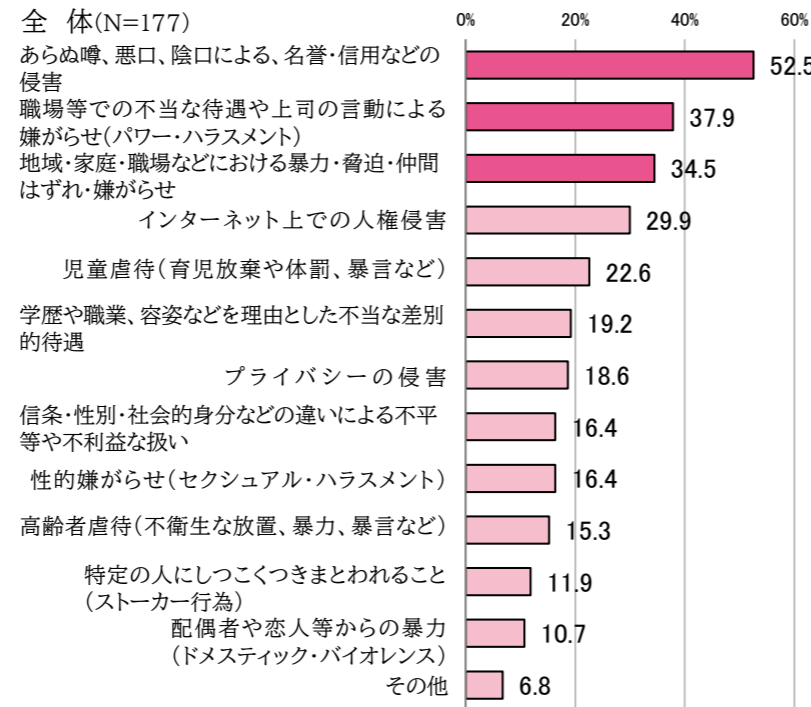
「差別されたり人権を侵害されたことはない」が25.7%、「不明・無回答」が26.8%で、これらを合わせた約半数（52.5%）以外の人は何らかの差別や人権侵害を受けた経験があるということになります。

49歳以下の層では、いずれも半数以上が人権侵害の経験を自覚していますが、60歳以上では「不明・無回答」の割合が高く、判断を避ける、あるいは認識していない傾向が見られます。

### ②差別や人権侵害を受けた、または見聞きした経験とその内容（複数回答）

「あらぬ噂、悪口、陰口による、名誉・信用などの侵害」が52.5%で、過半数を占めています。次いで、「職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ（パワー・ハラスメント）」が37.9%、「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・嫌がらせ」が34.5%と高い割合を示しています。

差別や人権侵害が特別な出来事ではなく、身近な生活の場においても頻繁に発生している実態がうかがえます。特に、社会問題になっている「職場でのパワー・ハラスメント」は約4割と比較的高い割合を示しており、組織や地域社会における喫緊の課題として捉え、啓発を進める必要があります。



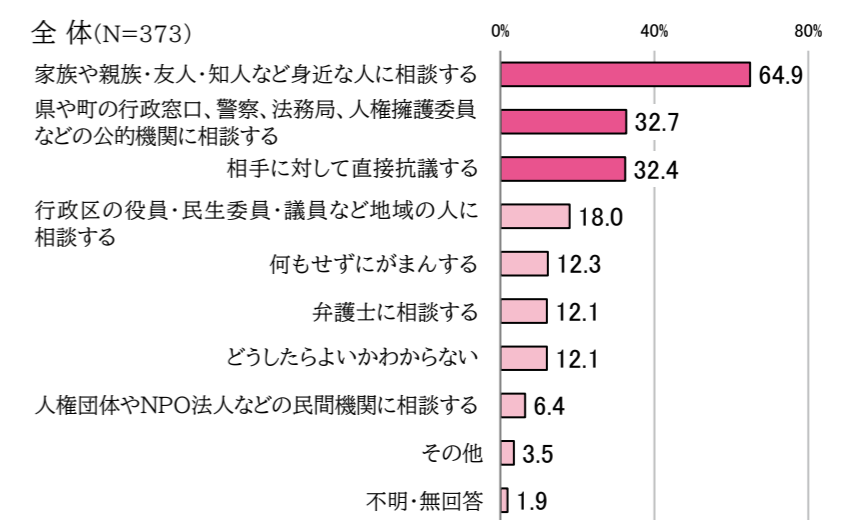
「人権侵害を受けた、または見聞きした経験」は、個人の人権意識と密接に関係しています。かつては社会的に容認されていた言動が、現在では人権侵害として認識されるようになってきています。こうした変化は、人権教育・啓発活動の成果として、人権尊重の意識が社会全体に浸透してきていることの表れであると考えられます。

## 問3 差別をされたり、人権が侵害された場合の対処の仕方（複数回答）

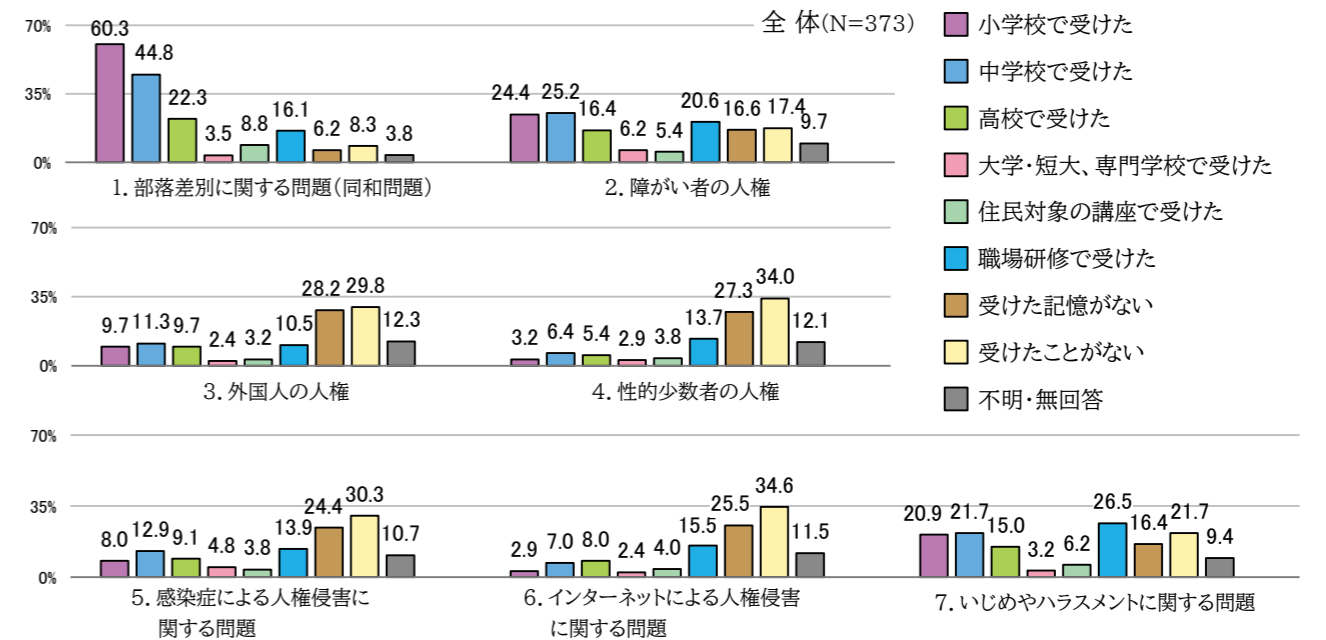
最も割合が多いのは「家族や親族・友人・知人など身近な人に相談する」で64.9%、次いで「県や町の行政窓口、警察、法務局、人権擁護委員などの公的機関に相談する」が32.7%、「相手に対して直接抗議する」が32.4%となっています。

一方、「人権団体やNPO法人などの民間機関に相談する」（6.4%）、「弁護士に相談する」（12.1%）は少数に留まっています。

注目すべきは、「何もせずがまんする」（12.3%）や「どうしたらよいかわからない」（12.1%）という回答が一定数存在することです。こうした「声を上げられない層」に対し、相談窓口の周知等の取り組みが求められます。



## 問4 人権教育・研修を受けた経験（複数回答）



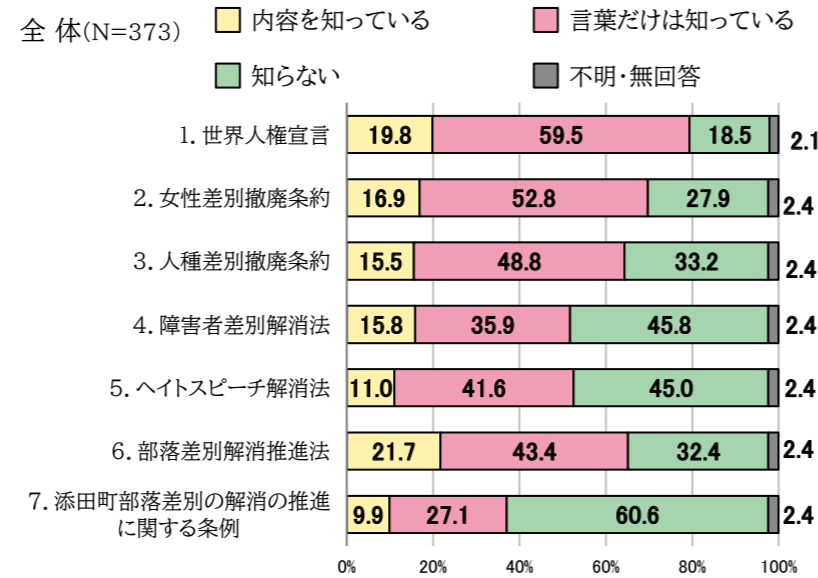
人権教育は主に小・中学校で実施されており、特に「部落差別（同和問題）」の実施率が最も高くなっています。次いで「障がい者の人権」や「いじめ・ハラスメント」も学校現場で重点的に実施されていることがうかがえます。職場研修においても、「いじめ・ハラスメント」や「障がい者の人権」が約2割を占め、人権啓発の場として一定の機能を果たしています。

しかし、「性的少数者の人権」、「外国人の人権」、「感染症による人権侵害に関する問題」「インターネット上の人権侵害」などの項目では、合わせて半数以上が「受けた記憶がない」や「受けたことがない」と回答しています。社会情勢の変化に伴い顕在化した「新しい人権課題」への学習機会を、世代を問わず提供していくことが今後の課題となります。

## 問5 人権に関する宣言や条約・法律・条例の知識

「内容を知っている」は、「部落差別解消推進法」「世界人権宣言」が約2割となっています。一方で、「言葉だけを知っている」は、「世界人権宣言」「女子差別撤廃条約」「人種差別撤廃条約」で5割前後を占めています。

しかし、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」については、「知らない」が4割を超えています。特に町民にとって身近なはずの令和元(2019)年に制定された「添田町部落差別の解消の推進に関する条例」については、「知らない」が60.6%と非常に高くなっています。



行政施策は法律や条例等に基づいて施行されるものであり、その根拠となる法律や条例について住民が理解を深めることは非常に重要です。

差別事象の発生や国連からの勧告等を背景に平成28(2016)年に制定された「人権三法」(「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」)については、法律制定の背景や意義、施策の方向性を住民に対しより一層周知・啓発していく必要があります。

### 「人権三法」のポイント

#### 1. 障害者差別解消法 (正式名称: 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

「障害の有無によって分け隔てられることなく、共生する社会へ」

\* 不当な差別的取扱いの禁止: 障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり制限したりすることを禁止しています。

\* 合理的配慮の提供: 障害のある人から「困っている」という意思表示があった際、負担が重すぎない範囲で、日常生活の障壁を取り除くための調整を行うことを求めています。

#### 2. ヘイトスピーチ解消法

(正式名称: 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)

「特定の国や地域の出身者に対する、差別的な意識を助長するような言動を許さない社会へ」

\* 不当な差別的言動の解消: 居住地域からの退去を煽動したり、危害を加える旨を告知したり、著しく侮辱したりするような「ヘイトスピーチ」を許さない社会を目指しています。

\* 啓発の推進: 国や自治体に対し、差別を解消するための教育や広報活動を行うことを義務付けています。

#### 3. 部落差別解消推進法 (正式名称: 部落差別の解消の推進に関する法律)

「今なお存在する部落差別を解消し、差別のない社会へ」

\* 差別の禁止と実態調査: 部落差別は許されないものであることを明記し、国や自治体に相談体制の整備や教育・啓発、必要に応じた実態調査を求めています。

添田町ではこの法律を根拠に、独自の「添田町部落差別の解消の推進に関する条例」を制定し、より地域の実情に合った取組を行っています。

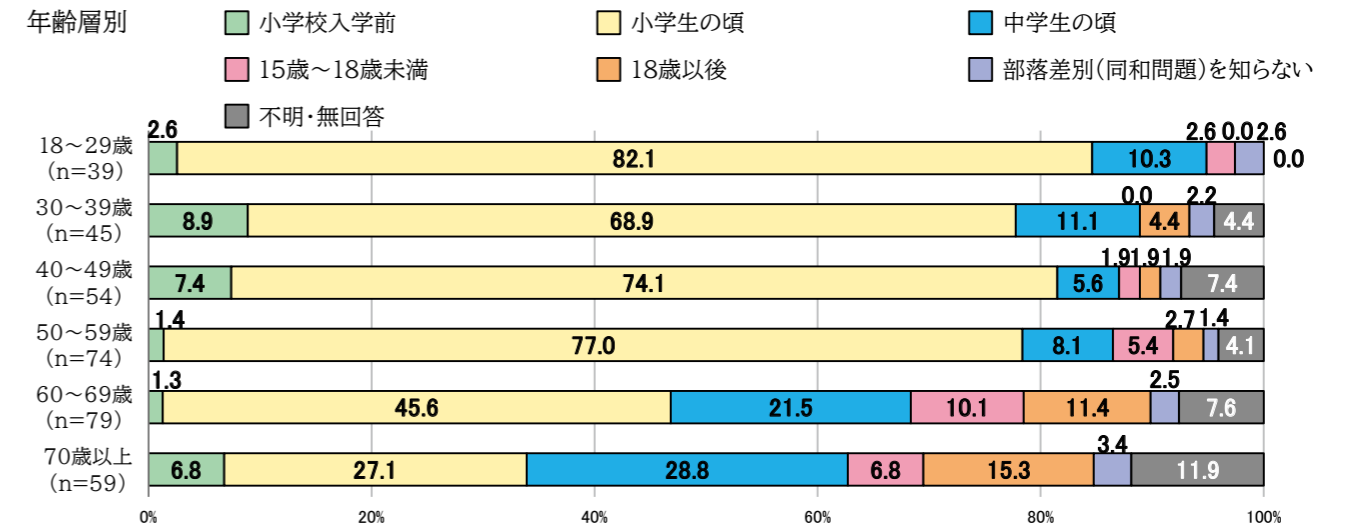
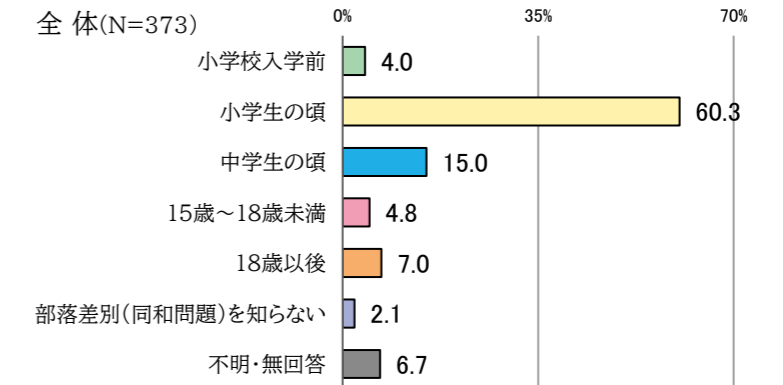
## 部落差別 (同和問題)

### 問6 部落差別 (同和問題) の認知時期及び認知経路

#### ① 部落差別 (同和問題) の認知時期

初めて部落差別 (同和問題) を知った時期で最も多かったのは義務教育の時期で、「小学生の頃」が60.3%、「中学生の頃」が15.0%、合わせて75.3%を占めています。

学校教育、特に小・中学校における人権・同和教育が極めて重要な役割を担っていることがわかります。



「59歳以下」の各年齢層では義務教育期間中に認知した割合が非常に高く、「18～29歳」で92.4%、「30～39歳」で80.0%、「40～49歳」で79.7%、「50～59歳」で85.1%と、いずれも8割から9割近くを占めています。一方、「60～69歳」は67.1%、「70歳以上」は55.9%で、年齢が上がるにつれて義務教育期間の割合が低くなる傾向がみられます。

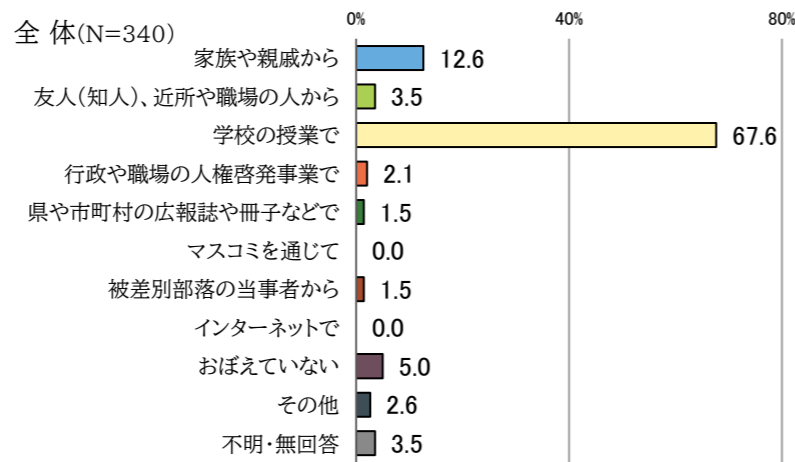
これは、昭和40(1965)年の「同和対策審議会答申」において、同和問題の解決が「国の責務」と明記されたことを受け、学校現場における人権・同和教育が充実してきた影響があると考えられます。

その他特徴的なことは、「30～39歳」(8.9%)および「40～49歳」(7.4%)で、「小学校入学前」に部落差別 (同和問題) を初めて知った割合が他の年齢層よりもやや高く、「70歳以上」では「小学校入学前」(6.8%)とともに「18歳以後」(15.3%)の割合が比較的高くなっています。

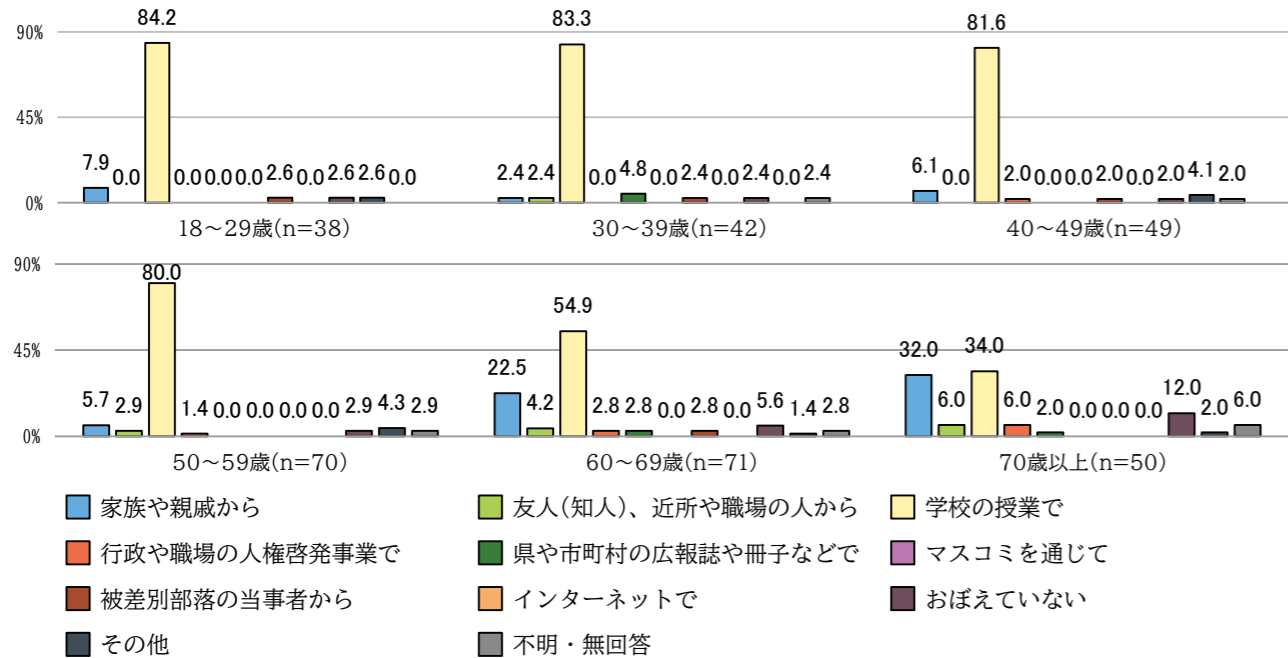
## ② 部落差別（同和問題）の認知経路

「学校の授業で」部落差別（同和問題）を知った割合が67.6%と最も多く、学校教育が本問題に関する認知形成の起点となっています。

次いで「家族や親戚から」が12.6%、「友人（知人）、近所や職場の人から」が3.5%となっています。



### 年齢層別



「59歳以下」では「学校の授業で」が80%以上で、若い世代ほど学校教育を通じて初めて認知する割合が極めて高いことがわかります。これに対し「60～69歳」では54.9%、「70歳以上」では34.0%と、年齢が上がるにつれて割合が低くなっています。

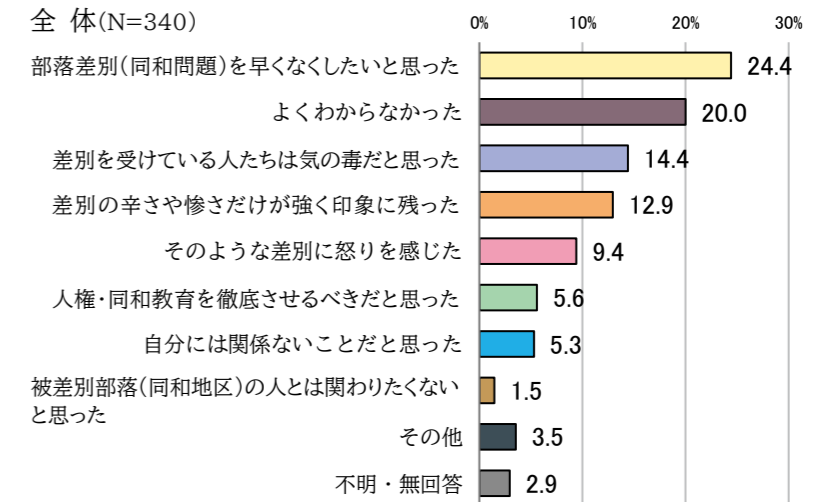
一方で、「家族や親戚から」が「60～69歳」で22.5%、「70歳以上」では32.0%と、高齢層では家庭や地域といった学校以外の経路が情報源であったことがうかがえます。

## 問7 部落差別（同和問題）を初めて知ったときの気持ち

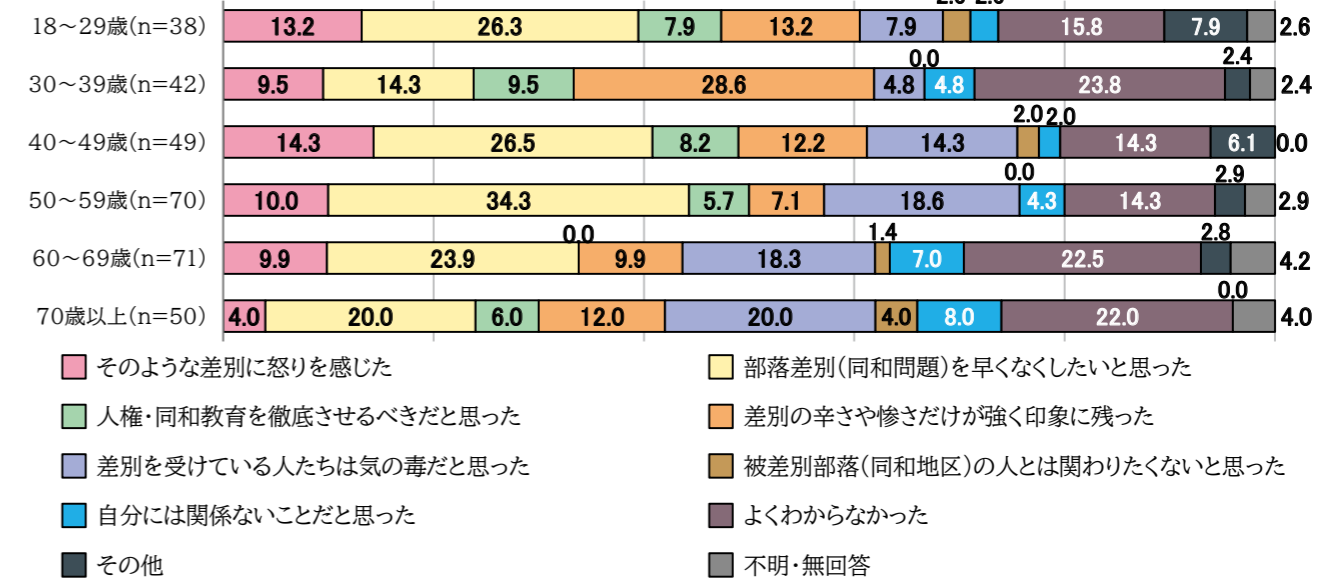
「差別を早くなくしたい」「怒りを感じた」「人権・同和教育を徹底させるべきだ」といった、解決を望む積極的な意識を持つ人は合計で39.4%にのびます。

一方で、「差別の辛さや惨さが強く印象に残った」や「気の毒だと思った」といった、同情またはマイナスな印象を抱いた人は合計で27.3%を占めます。

また、「関わりたくないと思った」や「自分には関係ないことだと思った」といった忌避的・無関心な層は6.8%ですが、「よくわからなかった」が20.0%と、全体の2割存在しています。



### 年齢層別



### 年齢層別の特徴： 「30代」に見られる特有な反応

「部落差別を早くなくしたい」という回答は、他の全年齢層で20～34%台であるのに対し、30～39歳は14.3%と低くなっています。逆に30代では、「差別の辛さや惨さが強く印象に残った」が28.6%、「よくわからなかった」が23.8%と、全年齢層の中で最も高く、他の年齢層とは異なる傾向を示しています。

人間は、物事を初めて知った時に得た知識・考え方・感情の影響を、長期にわたって持ち続けることがあります。部落差別（同和問題）についても同様に、初めて知った時期やその経路、その時に抱いた感情が、成長後の現在の意識や考え方に影響を及ぼしている可能性が考えられます。

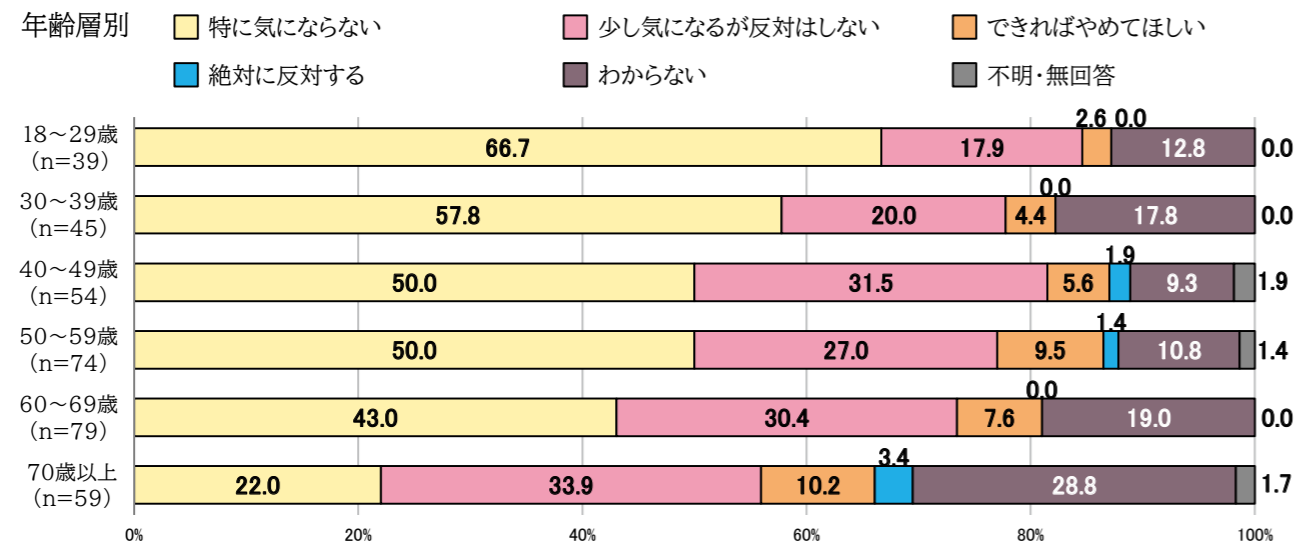
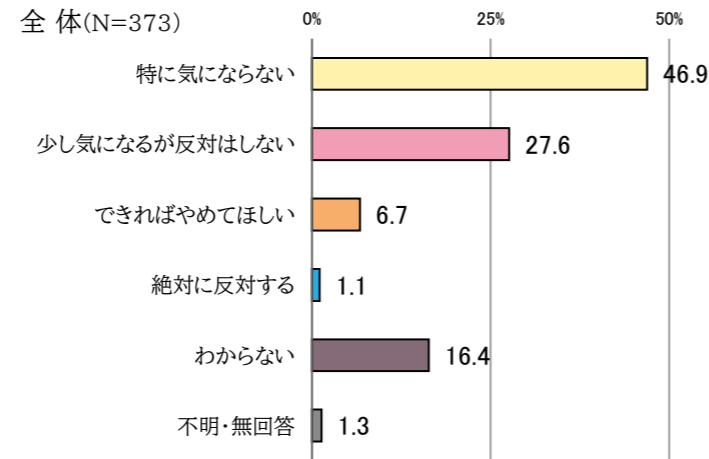
それゆえ、認知の最大の入り口となっている学校教育においては、単に「差別の悲惨さ」を伝えるのではなく、不条理な差別に正しく憤り、主体的に解消を望む感性を育む「質の高い教育内容」が求められます。

## 問8 被差別部落（同和地区）出身の人との結婚に対する意識

「特に気にならない」が46.9%と最も多く、半数近くを占めています。次いで「少し気になるが反対はしない」が27.6%となっており、これらを合わせた肯定・容認層は74.5%に達しています。

一方で、「できればやめてほしい」が6.7%、「絶対に反対する」が1.1%で、否定的な意識を持つ人は、1割未満です。

また、「わからない」は16.4%で、明確な判断を避ける、あるいは迷いを感じている層も一定数存在しています。



「特に気にならない」は若年層ほど高く、「18～29歳」で66.7%、「30～39歳」で57.8%と過半数を超えています。これに対し、年齢が上がるにつれて割合は低下し、「60～69歳」で43.0%、「70歳以上」では22.0%となっています。特に70歳以上では、「できればやめてほしい」(10.2%)と「絶対に反対する」(3.4%)を合わせた否定的な回答が13.6%に達しており、他の年齢層に比べて結婚に対する忌避意識が強いことがうかがえます。

また、「わからない」は、「60～69歳」で19.0%、「70歳以上」で28.8%と、高年層ほど割合は増加しており、判断に迷う人が多いのが特徴的です。なお、「30～39歳」においても「わからない」が17.8%と、比較的高い数値を示しています。

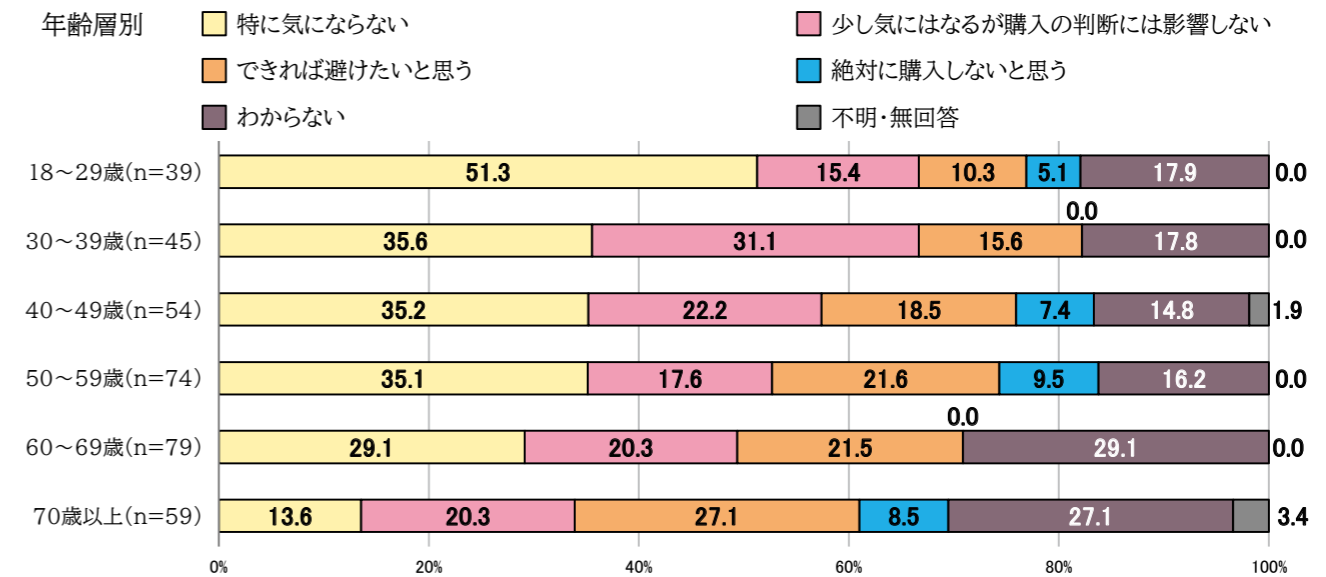
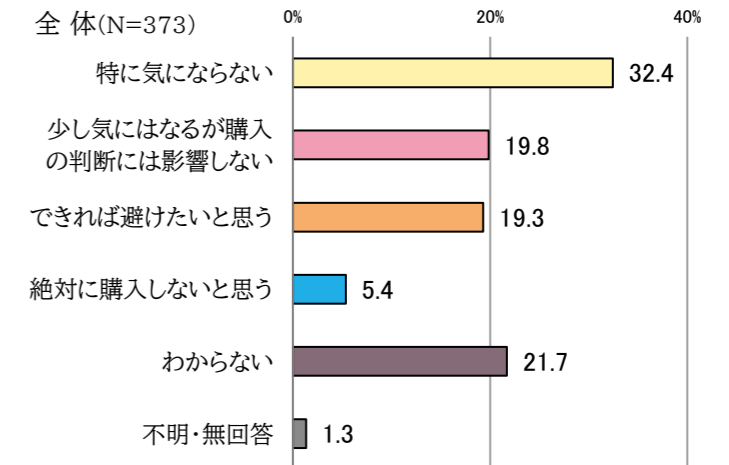
若年層において肯定的な意識が高い背景には、これまでの人権教育・啓発活動の成果に加え、家柄や属性にとらわれず個人の意志を尊重する「現代的な結婚観」の浸透が反映されているものと推測されます。

## 問9 被差別部落（同和地区）内の土地購入に対する意識

「特に気にならない」が32.4%と最も多く、「少し気になるが購入の判断には影響しない」の19.8%と合わせた肯定的な層は52.2%と、約5割を占めています。

逆に「できれば避けたいと思う」の19.3%、「絶対に購入しないと思う」の5.4%を合わせた否定的な層は24.7%と約4分の1に達しており、「わからない」も21.7%で、全体の2割強存在しています。

問8の「結婚」と比較すると、「土地購入」については、より明確な忌避意識がみられます。



「特に気にならない」は「18～29歳」で51.3%と過半数を占め、「30～59歳」でもいずれも3割強となっています。一方で、高年層ほどその割合は低下し、「60～69歳」で29.1%、「70歳以上」では13.6%と、年齢が上がるにつれて肯定的な意識は減少しています。

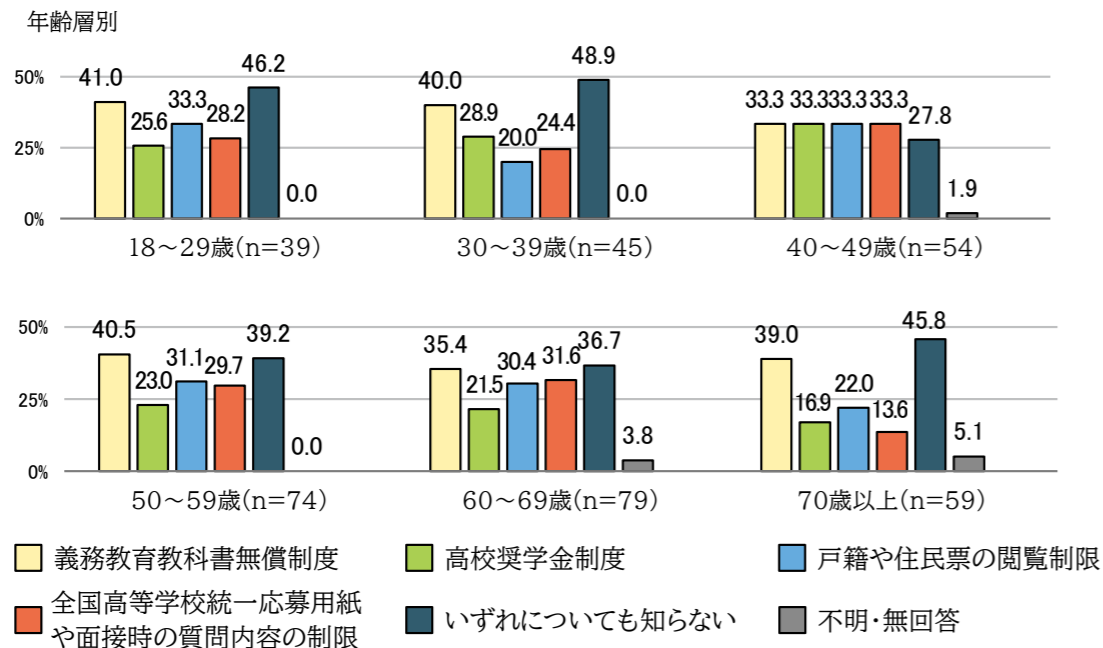
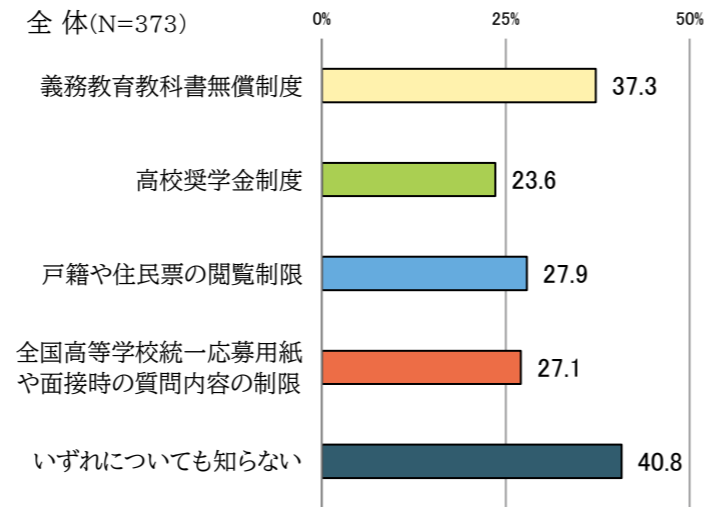
これに対し、「できれば避けたいと思う」「絶対に購入しないと思う」を合わせた否定的な回答の合計は、「18～29歳」が15.4%であるのに対し、「60～69歳」では21.5%、「70歳以上」では35.6%と、年齢が高くなるほど土地購入に対する「忌避意識」が強まる傾向がみられます。

また、「わからない」も年齢が上がるほど高くなり、「60～69歳」で29.1%、「70歳以上」で27.1%と、いずれも3割弱を占めています。

## 問10 部落差別(同和問題)解決のための取組をきっかけとして生まれた制度の認知(複数回答)

各制度の認知度は、「義務教育教科書無償制度」が37.3%で最も高く、次いで「戸籍や住民票の閲覧制限」が27.9%、「全国高等学校統一応募用紙や面接時の質問内容の制限」が27.1%、「高校奨学金制度」が23.6%と、いずれも3割前後にとどまっています。

一方、これらの制度が同和問題解決をきっかけに生まれたことを「いずれについても知らない」と回答した人は40.8%に達しており、制度の成り立ちについての認識が十分に広がっていない現状がうかがえます。



「義務教育教科書無償制度」の認知度は、「18~29歳」で41.0%、「30~39歳」で40.0%、「50~59歳」で40.5%と、いずれも4割前後となっており、他の年齢層に比べ比較的高い傾向にあります。

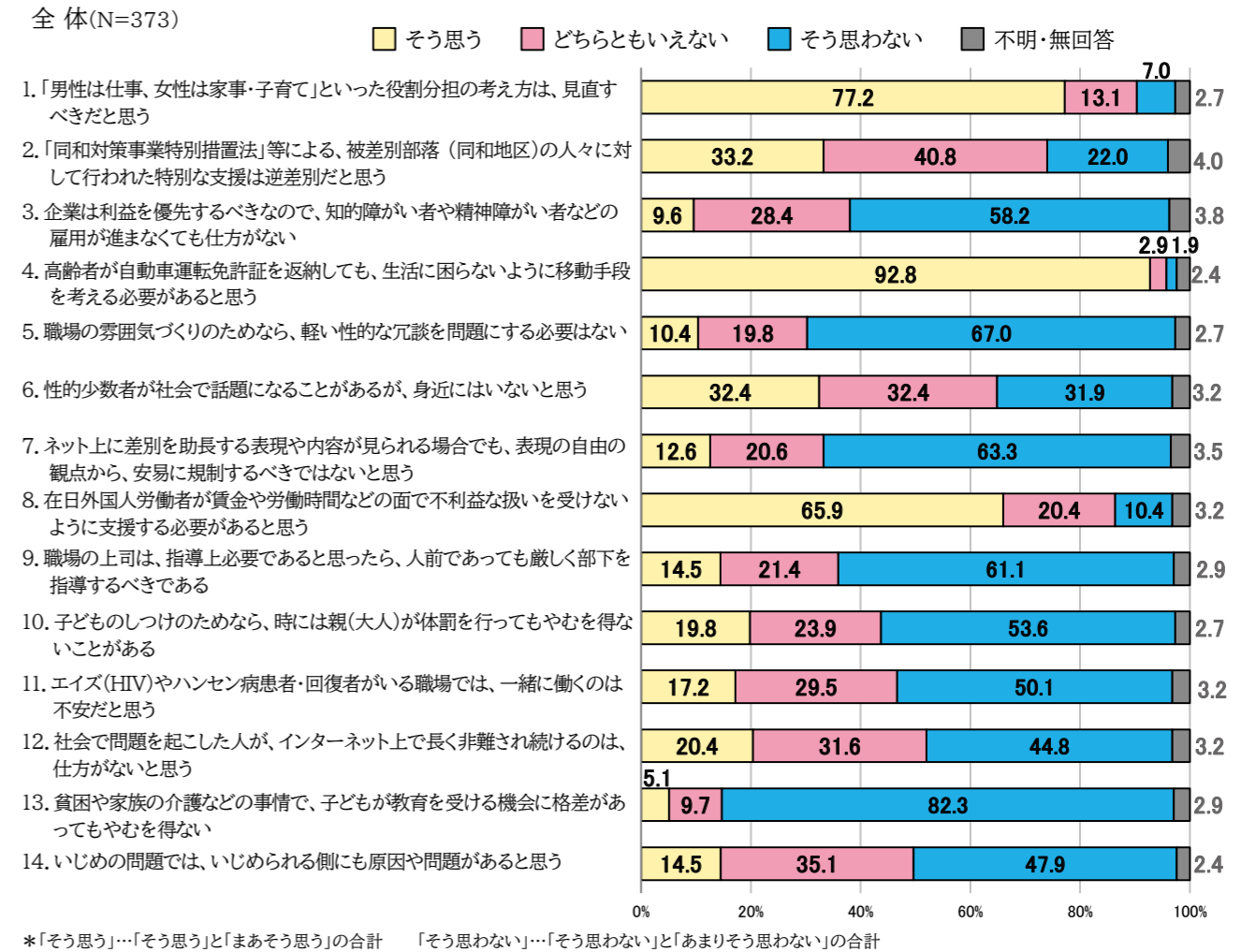
一方で、「いずれについても知らない」は、「18~29歳」「30~39歳」「70歳以上」で4~5割近くと高く、若年層と老年層において、特にこれらの制度の認知度が低くなっています。

「義務教育教科書無償制度」や「高校奨学金制度」は、現在では誰もが利用できる一般的な制度として広く活用されています。しかし、これらがももとは同和問題の解決を目的に、「差別のない社会の実現」を願った先人たちの取組によって作られた制度である、という認識をしている人は限られているのが現状です。

私たちが今日、当たり前のように受けている権利の背景には、差別解消を願う先人たちの歩みがあります。この歴史を学ぶことは、部落差別(同和問題)を遠い歴史や誰かの問題としてではなく、現在の生活に通じる「自分自身の課題」として捉え直す重要なきっかけとなります。

## さまざまな人権課題

### 問11 人権課題についての意見に対する考え



\*「そう思う」…「そう思う」と「まあそう思う」の合計 「そう思わない」…「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計

#### 高い人権意識が見られる項目

多くの住民が「個人の尊厳」を重視する姿勢を示しています。特に高齢者の移動手段確保(92.8%)、性別役割分担意識の見直し(77.2%)、「不当な扱いを受ける外国人労働者への支援」(65.9%)については、肯定的な回答が高い割合を占めています。また、ハラスメントや格差、ネット上の差別表現に対しても、6割以上が否定的な見解を示しています。

#### 価値観が分かれる項目

同和対策事業における「特別な支援は逆差別だ」という認識や、性的少数者は「身近にいない」という認識については、肯定・否定・「どちらともいえない」の意見が三つに分かれており、住民の間で認識や理解に差があることがうかがえます。

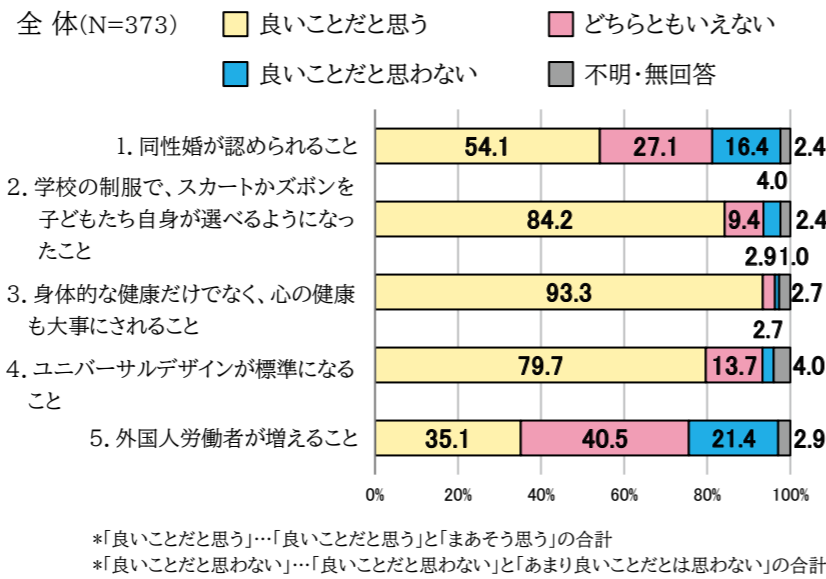
#### 肯定・否定が混在する項目

「子どものしつけと体罰」「感染症患者への不安」「社会で問題を起こした人へのインターネット上での誹謗中傷」の3項目については、約5割が否定的な一方で、約2割が肯定的、約3割が「どちらともいえない」と回答しており、賛否が混在している状況がうかがえます。

## 問12 多様性と共生に関する意識

「学校制服の自由選択（スカート・スラックス）」、「心の健康の重視」、「ユニバーサルデザインの普及」などは、多くの住民が「良いことだ」と捉えています。

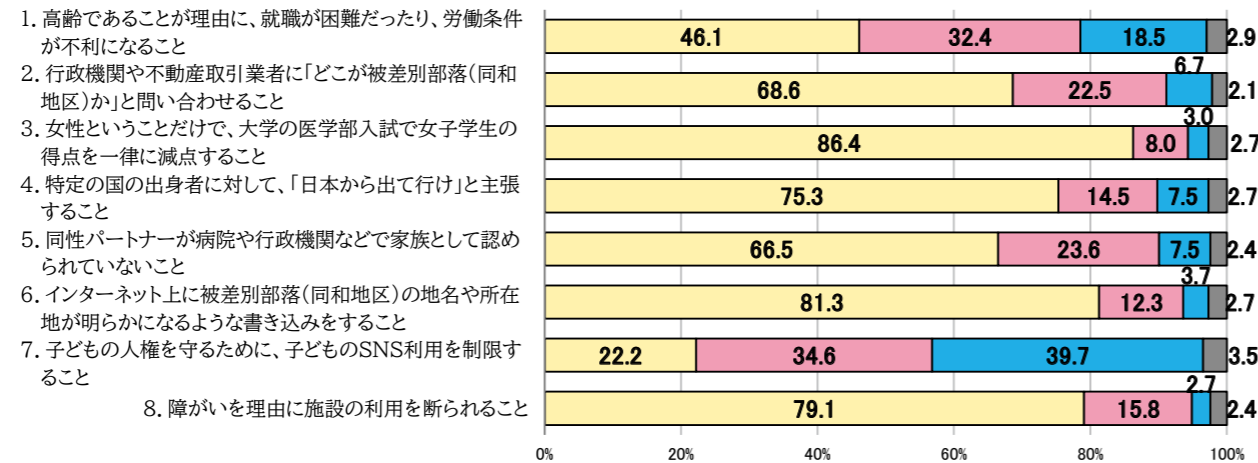
一方で、「同性婚の容認」や「外国人労働者の増加」については、他の項目に比べ「良いことだと思わない」の割合が相対的に高く、特に外国人労働者の増加については肯定・否定・「どちらともいえない」の意見が三つに分かれています。



## 問13 差別や人権侵害についての考え

全体(N=373)

■ 差別や人権侵害だと思う ■ どちらともいえない ■ 差別や人権侵害だと思わない ■ 不明・無回答



### 歴史的背景を持つ領域

性差別、部落差別、民族差別など、歴史的背景を持つ領域では「差別・人権侵害である」という認識が定着しています。

### 権利が対立する領域

子どものSNSの利用制限のように「権利の尊重」か「安全の確保」かが対立する項目は、判断が分かれる傾向にあります。

### 価値観が変遷している領域

LGBTQ、高齢者への見方など、社会の価値観が変わりつつあり、固定観念の見直しが進んでいる領域では、個人の価値観による認識の差が顕著です。

### 障がい者に関する領域

歴史的な差別意識が残る一方、障害者差別解消法の施行による「合理的配慮」により、共生社会へのアップグレードが進み、「差別・人権侵害である」という認識は総じて高くなっています。

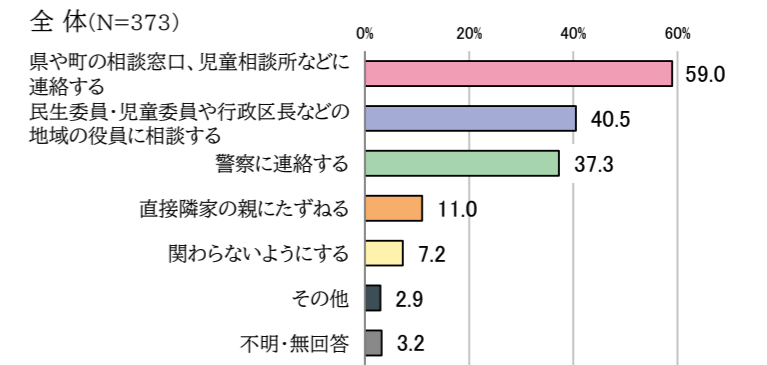
## 問14 身近な場面での人権に関する意識と行動(複数回答)

### A 隣家でしばしば子どもの泣き叫ぶ声と親の怒鳴り声が聞こえ、虐待が疑われる場合

「関わらないようにする」は7.2%と低く、多くの町民が虐待を深刻な問題と捉えています。

最も多い対応は「県や町の役場相談窓口・児童相談所」への連絡が59.0%で、次いで「地域役員(40.5%)」「警察(37.3%)」と続き、公的機関と地域の連携を重視する姿勢が見られます。

「直接隣家を訪ねる」は11.0%で、自ら動く必要性を感じる層が一定数存在しています。

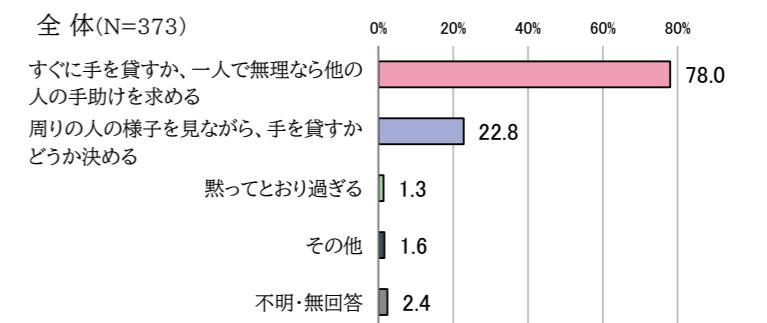


### B 街で白い杖を持った人や車椅子の人が、介助を求めている場合

「黙って通り過ぎる」はわずか1.3%で、ほぼ全ての町民が支援の必要性に気づいています。

78.0%の人が「すぐに手を貸す・手助けを求める」という具体的な支援行動を選択しています。

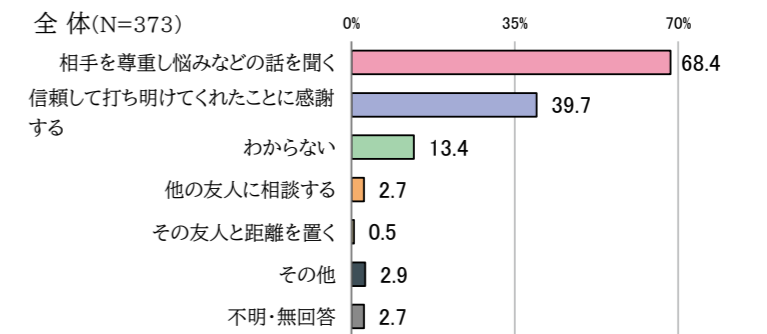
一方で、22.8%が「周囲の様子を見て決める」としており、行動への躊躇を感じています。



### C 友人から性的少数者であることを打ち明けられた場合

「相手を尊重し話を聞く」が68.4%と最多で、約7割が相手の気持ちを真摯に受け止めようとしています。また、39.7%が「信頼してくれたことに感謝」しており、カミングアウトの重みや背景に気づく姿勢があります。

「他者への相談(アウトティング)」や「距離を置く」といった忌避反応は3%未満と極めて少ない一方、13.4%が「わからない」と回答しており、具体的な接し方に迷う層が一定数存在しています。

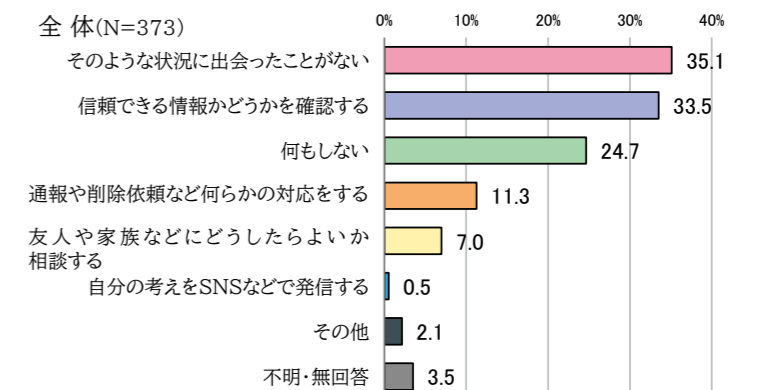


### D インターネット上の差別的な表現や情報を見かけた場合

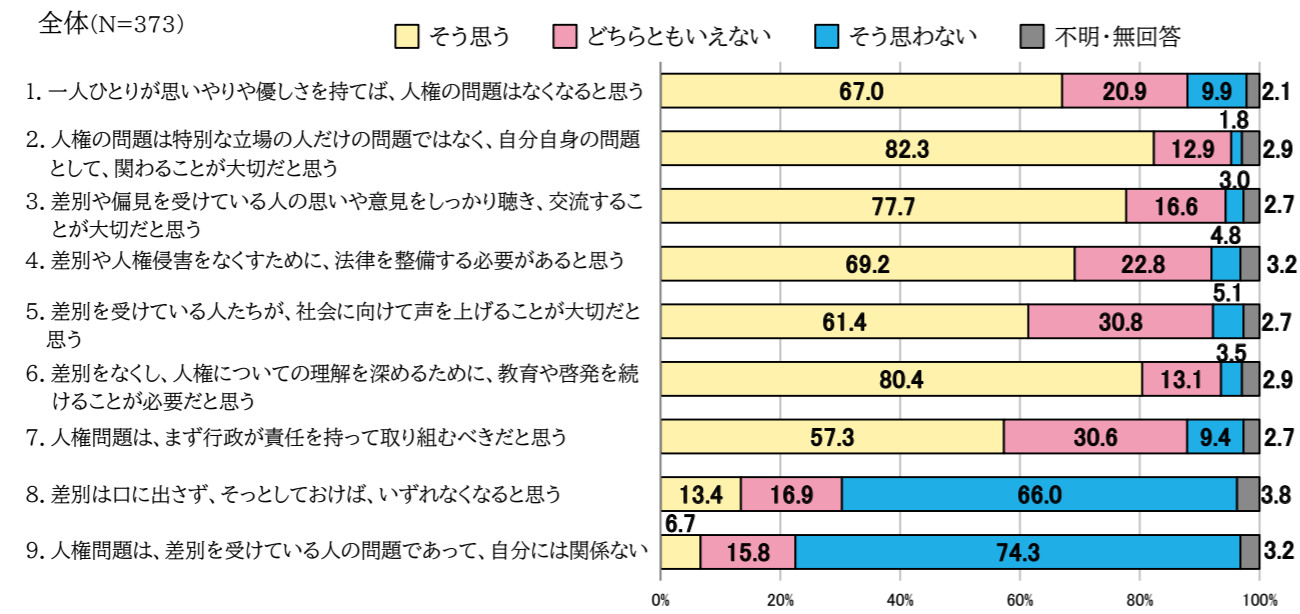
33.5%が「情報の真偽を確認」し、冷静に状況を見極めようとしています。

一方で、「何もしない」が24.7%で、トラブル回避や対処法が不明なため静観している状況が考えられます。

「通報や削除依頼」を行う層は11.3%で、「SNSでの意見発信」は0.5%と、二次トラブルに極めて慎重な姿勢がうかがえます。



## 問15-①人権課題の解決に向けた考え



### 「自分事」としての関わり

8割を超える人が「人権の問題を自分自身の問題として関わる事が大切」と回答しています。人権を他人事ではなく、自らの課題として主体的に向き合おうとする高い意識が見られます。

### 心のあり方

「ひとり一人が思いやりや優しさを持てば、人権の問題はなくなると思う」では、「そう思う」が67.0%で、多くの人が心のあり方を重視しています。一方で、「そう思わない」が9.9%存在することから、思いやりだけでは人権問題は解決しないと考える層も一定数存在しています。

### 対話と理解

継続的な教育や啓発の必要性を感じる人は80.4%にのびります。また、差別や偏見を受けている人の声に耳を傾けることの大切さ(77.7%)に賛成する意見も非常に高く、対話と交流が人権尊重の基本であると広く認識されています。

### 行政への期待

「人権問題は、まず行政が責任を持って取り組むべき」という意見は過半数を超えていますが、「どちらともいえない」という回答も約3割にのびり、「そう思わない」は約1割を占めています。

### 仕組みづくり

「差別や人権侵害をなくすために、法律を整備する必要があると思う」と考える人は69.2%を占めています。

個人の意識改革だけでなく、法制度という社会的な仕組みを整える重要性も認識されています。

### 「寝た子を起こすな」意識

「差別は口に出さず、そっとしておけば、いづれなくなると思う」という考えに否定的な人は66.0%です。しかし、「そう思う」は13.4%、「どちらともいえない」は16.9%で、約3割が「寝た子を起こすな」を肯定的、あるいは容認している現状があります。

## 問15-②人権課題の解決に向けた考え(問15)と人権課題についての意見に対する考え(問11)との関係

以下の図は、人権課題を解決するための「基本的な考え方(問15)」の違いが、具体的な人権課題である「職場でのセクハラ容認意識(問11)」の判断にどのような影響を与えているかを表したものです。

【用いた意識項目】

### ①人権課題の解決に向けた考え(問15)

- ・思いやり・やさしさ重視意識：一人ひとりが思いやりや優しさを持てば、人権の問題はなくなると思う(問15-1)
- ・人権の当事者意識：人権の問題は特別な立場の人だけの問題ではなく、自分自身の問題として、関わる事が大切だと思う(問15-2)
- ・「寝た子を起こすな」意識：差別は口に出さず、そっとしておけば、いづれなくなると思う(問15-8)

### ②人権課題についての意見に対する考え(問11)

- ・職場におけるセクハラ容認意識：職場の雰囲気づくりのためなら、軽い性的な冗談を問題にする必要はない(問11-5)

「思いやり・やさしさ重視意識」層では、回答の選択にかかわらず、セクハラ容認を否定する割合(そう思わない)は66.7%~75.0%の範囲に留まり、大きな差は見られません。

「思いやり・やさしさ」は社会生活を円滑に営む上では重要ではあるものの、主に個人の心の持ち方に関わる抽象的な考え方であるため、具体的な人権課題については是非を判断したり、問題の解決につなげたりする場面では、判断の基準にはなりにくいと考えられます。

「人権の当事者意識」層では、セクハラ容認を否定する割合が71.8%と高い傾向にあります。

一方、当事者意識が「どちらともいえない」層では、セクハラ容認を否定する人が45.7%まで下がり、肯定(21.7%)や判断留保(32.6%)が増加します。

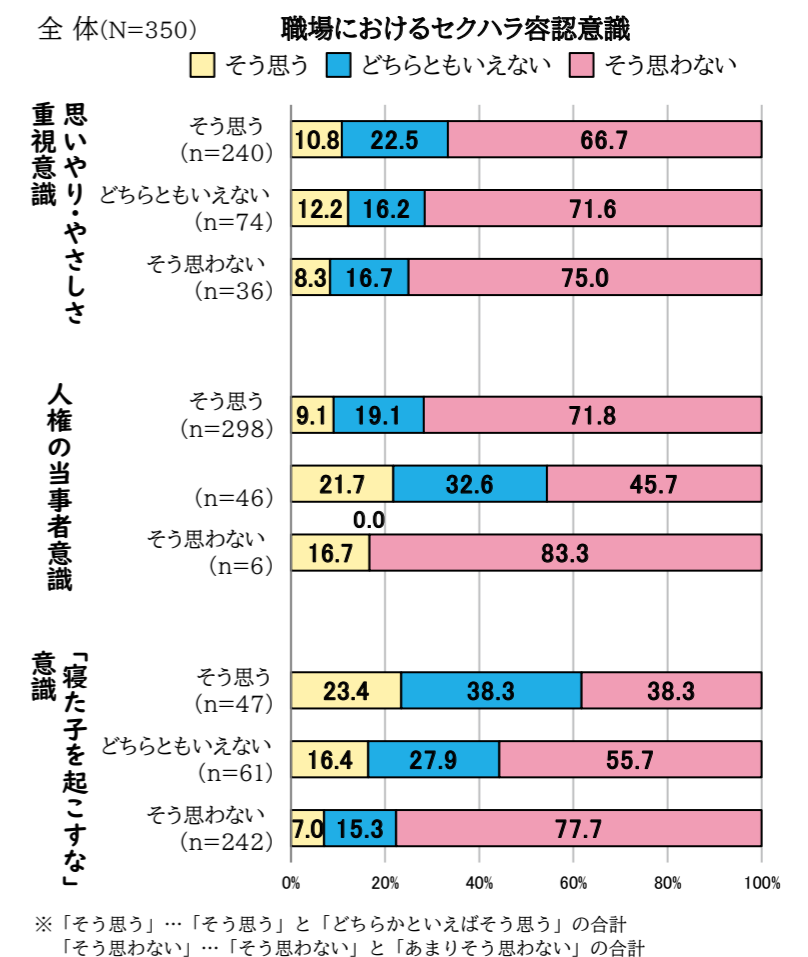
当事者意識は、人権課題を「自分事」として捉え、具体的な場面で判断する際に影響を与える大切な考え方であるといえます。

『「寝た子を起こすな」意識』層では、セクハラ容認を否定する割合が38.3%に留まっています。

「どちらともいえない」という回答も38.3%と多く、判断を留保することで人権侵害が表面化しにくくなる懸念があります。

人権教育・啓発では、人権課題を「自分自身の問題」として捉える視点を育むことが重要です。あわせて、具体的な場面で「なぜそれが人権問題なのか」を理解し、自ら考え、判断し、行動できる力を養う必要があります。

さらに、「どちらともいえない」と曖昧な態度をとることが、結果として問題の解決を遅らせたり、困っている人の存在を見えにくくさせてしまったりする可能性があることに気づくことも大切です。



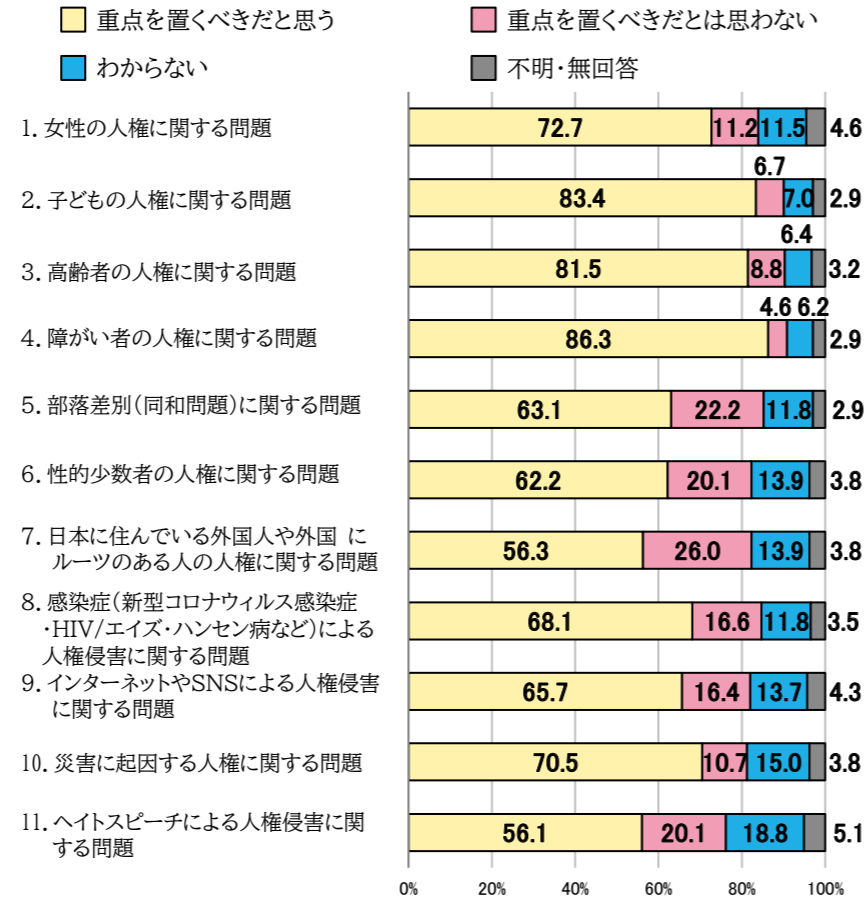
# 添田町が実施している人権施策について

## 問16 重点を置くべきと思う人権課題

すべての項目で「重点を置くべきだと思う」という回答が過半数を超えており、町民の意識の高さがうかがえます。特に「障がい者」(86.3%)、「子ども」(83.4%)、「高齢者」(81.5%)など、日常生活や地域社会の中で身近に接する機会の多い人々に関する人権課題ほど、関心が高い傾向がみられます。

一方で、「部落差別」(63.1%)、「性的少数者」(62.2%)、「日本に住んでいる外国人や外国にルーツがある人」(56.3%)、「ヘイトスピーチによる人権侵害」(56.1%)など、歴史的・社会的背景を持つ人権課題や外国人や外国にルーツを持つ人に関わる人権課題については、相対的に数値が低くなっています。

全体(N=373)



年齢層別(選択した人数が多かった項目 上位5)					
18~29歳(39人)	障がい者の人権	子どもの人権	高齢者の人権	女性の人権	災害に起因する人権
30~39歳(45人)	障がい者の人権	子どもの人権	高齢者の人権	インターネット	女性の人権
40~49歳(54人)	障がい者の人権	子どもの人権	高齢者の人権	女性の人権	感染症による人権侵害
50~59歳(74人)	障がい者の人権	高齢者の人権	子どもの人権	女性の人権	災害に起因する人権
60~69歳(79人)	障がい者の人権	子どもの人権	高齢者の人権	災害に起因する人権	女性の人権
70歳以上(59人)	高齢者の人権	障がい者の人権	子どもの人権	女性の人権	災害に起因する人権

人権教育・啓発を進めるにあたっては、多くの町民が関心を寄せる人権課題を取り上げることは、差別や人権問題を「自分事」として考えるきっかけとなり、とても重要です。しかし、社会の中では、マスコミ報道などを通じて注目を集めやすいテーマが中心に扱われる傾向があります。その一方で、少数者や社会的弱者の立場にある人たちの声や悩みは取り上げられにくく、関心の輪の外に置かれてしまうことがあります。その結果、こうした人びとの抱える課題は「周りに追いやられ(周縁化)」、本来存在しているにもかかわらず「見えにくくされる(不可視化)」状況に陥ることがあります。

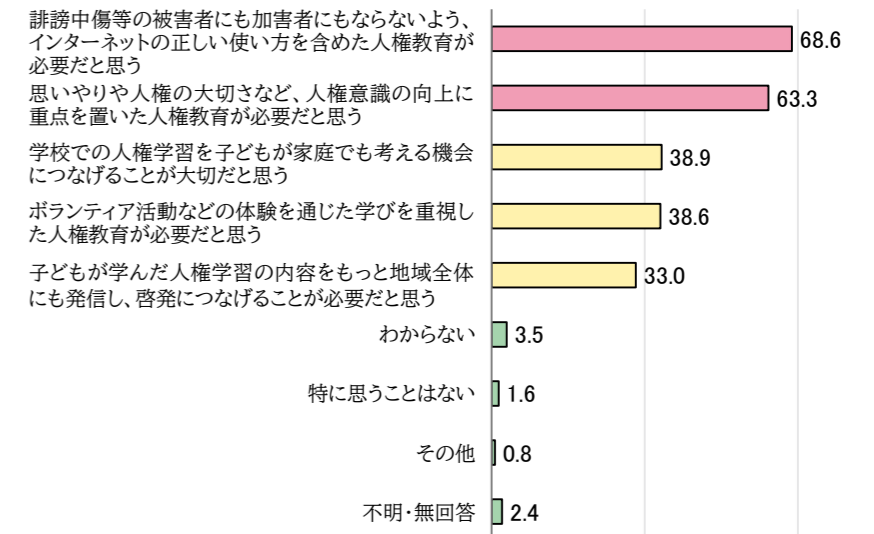
しかし、いずれの人権課題も、当事者にとっては日々の生活や尊厳に関わる「切実な問題」です。

## 問17 小学校・中学校で行う人権教育で大切だと思うこと(選択3つまで)

「インターネットの正しい利用に関する人権教育」が68.6%と最も高く、次いで、「思いやりや人権の大切さなど、人権意識の向上に重点を置いた人権教育」が63.3%で、いずれも6割を超えています。

一方で、「学校での人権学習を家庭でも考える機会につなげることが大切」が38.9%、「ボランティア活動などの体験を通じた学びを重視した人権教育」が38.6%、「人権学習の内容をもっと地域全体にも発信し啓発につなげるべき」が33.0%と3割台で、子どもの学びを家庭や地域にも広げていく取組は、相対的に割合が低くなっています。

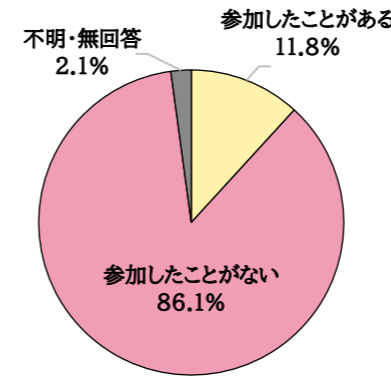
全体(N=373)



## 問18 人権講演会や隣保館講演会への参加状況

### ①参加の有無

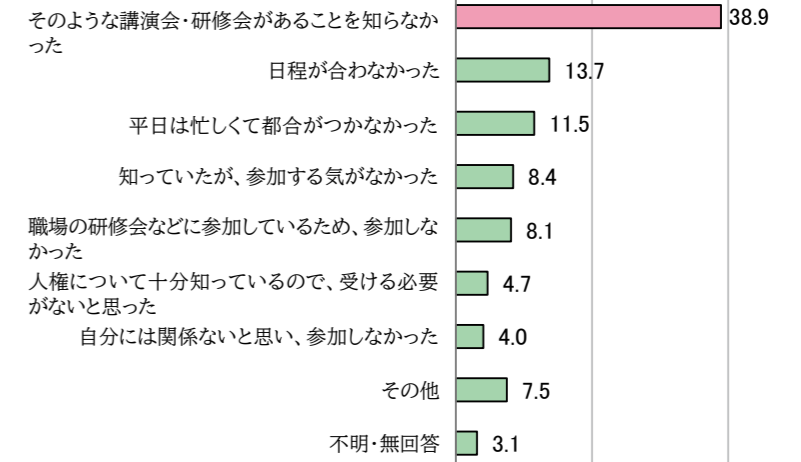
全体(N=373)



人権講演会や隣保館講演会に「参加したことがある」は11.8%で、約1割にとどまり、86.1%が「参加したことがない」と回答しています。

### ②参加しなかった理由

全体(N=321)



「そのような講演会・研修会があることを知らなかった」が38.9%と4割弱を占めており、情報が十分に届いていなかった可能性があります。また、「日程が合わなかった」が13.7%、「平日は忙しくて都合がつかなかった」が11.5%で、物理的な制約も参加できない一因となっています。

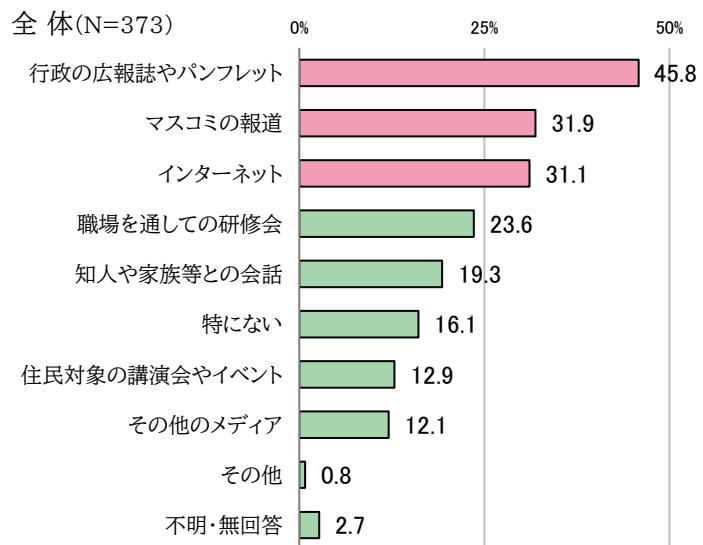
一方で、「知っていたが、参加する気がなかった」は8.4%、「人権について十分に知っているの、受ける必要がないと思った」は4.7%、「自分には関係ないと思った」は4.0%で、無関心や必要性を感じなかったことから参加しなかった人も一定数存在しています。

## 問19 人権課題に関する知識や情報を得る上で、役に立っていると思うもの（複数回答）

「行政の広報誌やパンフレット」が45.8%で、町民の約半数が人権課題に関する主な情報源として活用しています。次いで、「マスコミの報道」が31.9%、「インターネット」が31.1%と、いずれも3割程度となっています。

また、「職場を通しての研修」が23.6%、「知人や家族等との会話」が19.3%と一定の割合を占め、職場や身近な人との関わりの中から情報を得ている人も少なくないことがうかがえます。

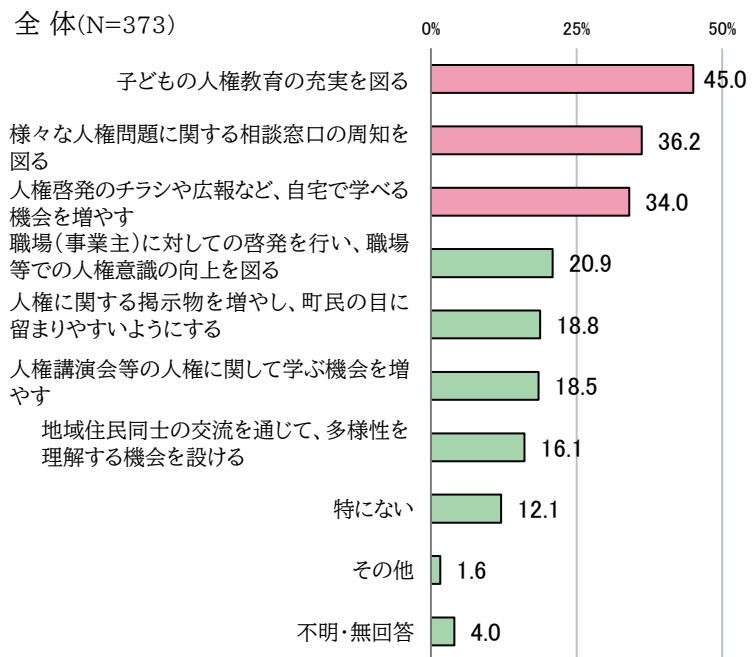
一方、16.1%が「特にない」で、人権課題に関する情報を普段あまり得ていない層が一定数存在しています。



## 問20 今後、重点的に取り組んだ方が良いと思う人権施策（選択3つまで）

「子どもの人権教育の充実を図る」が45.0%と最も高く、次いで「様々な人権問題に関する相談窓口の周知を図る」が36.2%となっています。また、講演会参加が難しい現状を反映してか「人権啓発のチラシ広報など、自宅で学べる機会を増やす」ことを求める声も34.0%と、高い期待が寄せられています。

問19「人権課題に関する知識や情報を得る上で、役に立っていると思うもの」では、「行政の広報誌やパンフレット」は45.8%と最も多く、広報誌等を活用した人権啓発は引き続き有効な手段となっています。



添田町人権課題に関する町民意識調査結果報告書 ―概要版― 令和8(2026)年3月 発行  
 編集・発行者 添田町教育委員会社会教育課 人権同和推進係  
 〒824-0601  
 福岡県田川郡添田町庄 952 番地  
 TEL: 0947-82-5800 FAX: 0947-82-2559